

就労継続支援A型事業所 グリーンサービス羽島 運営規程

(事業の目的)

第1条 グリーンサービス羽島合同会社（以下「事業者」という。）が設置するグリーンサービス羽島（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援A型の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援A型を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 就労継続支援A型事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グリーンサービス羽島
- (2) 所在地 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内2丁目27番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）サービス管理責任者を兼務
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている就労継続支援A型事業の実施に関し、従業者に対し遵守させる為の必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務）管理者を兼務
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行うとともに従業者に対し必要な技術指導を行う。
- (3) 生活支援員 1名（常勤・専任）生活支援員 2名（非常勤・専任）
生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。
- (4) 職業指導員 1名（常勤・専任）職業指導員 2名（非常勤・専任）
職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見際め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。
- (5) 賃金向上達成指導員 1名（常勤 専任職員）
賃金向上達成指導員、生産活動収入の増加並びに利用者の賃金向上を図るための賃金向上計画を作成し、利用者のキャリアアップに関することに従事する者。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日及び土曜日（但し月の日数の関係上土曜日を休業する場合がある。）事業所にて年間カレンダー常時掲載。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。その他、事業所がグリーンサービス羽島合同会社と協議の上、定める。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後2時30分（週20時間）。
例外として作業により変更有。

（事業所の利用定員及び主たる対象者）

第6条 事業所の利用定員は20名とする。

2 事業所において就労継続支援A型を提供する主たる対象者を特定しないものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、就労継続支援A型の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該就労継続支援A型提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（契約支給量の報告等）

第8条 事業所は、就労継続支援A型を提供するときは、当該就労継続支援A型の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した就労継続支援A型の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、就労継続支援A型の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し、延滞なく報告するものとする。

また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告するものとする

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。

（提供拒否の禁止）

第9条 事業所は、正当な理由なく就労継続支援A型の提供を拒んではならないものとする。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第10条 事業所は、就労継続支援A型の利用について、市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は羽島市、海津市、大垣市、安八町、輪之内町、笠松町、岐阜市、一宮市、稲沢市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（サービス提供困難時の対応）

第12条 事業所は、就労継続支援A型の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な就労継続支援A型を提供することが困難であると認めた場合は、適当なほかの就労継続支援提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格の確認）

第13条 事業所は、就労継続支援A型の提供を求められた場合は、当該障害者の掲示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第 14 条 事業所は、就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込があった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第 15 条 事業所は、就労継続支援 A 型の提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービ又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第 16 条 事業所は、就労継続支援 A 型を提供した際は、当該就労継続支援の提供日、内容その他必要な事項を、就労継続支援 A 型の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から就労継続支援 A 型を提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

- 第 17 条 指定障害福祉サービスを提供した際の利用料は告示上の額とし、支給決定障害者から当該就労継続支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援 A 型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援 A 型に通常要する額（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定就労継続支援 A 型に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定就労継続支援 A 型に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援 A 型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
 - 3 事業所は、日常生活において通常必要になるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるものについては、利用者から実費徴収するものとする。この費用の額については、あらかじめ利用者に対し説明を行い同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 18 条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下、「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(訓練等給付費の額に係る通知等)

- 第 19 条 事業所は、法定代理受領により国民健康保険団体連合会から就労継続支援 A 型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知するものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない就労継続支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した就労継続支援 A 型の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 20 条 サービス利用に当っては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。
- (3) 利用者は共有設備についてモラルをもって使用するものとする。

(相談及び援助)

- 第 21 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。
- 2 事業所は、利用者が当該就労継続支援以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(訓練)

- 第 22 条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする
- 2 事業所は、訓練等を行うに当たっては、常に 1 人以上の従業者を訓練等に従事するものとする。
 - 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならないものとする。

(生産活動の内容)

- 第 23 条 事業所は、就労継続支援 A 型事業における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当たっては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。
- 2 なお、事業所において実施する主な生産活動の内容は次のとおりとする。
 - (ア) お茶の粉末の加工・パック詰め及びシール貼り。
 - (イ) 販売商品（サンプル・カタログ）の封入及び梱包。
 - (ウ) ビジネスホテルの客室清掃全般。
 - (エ) P.C でのネットオークション（出品・梱包及び出荷）。
 - (オ) 農作業（畑での種まきから、収穫）。
 - (カ) 食堂での清掃作業。
 - (キ) ハンガーのピッチ付及びカバーの取り付け。

(食事)

- 第 24 条 食事は各自で準備又は持参するものとする。

(健康管理等)

- 第 25 条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

- 第 26 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。
- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 27 条 事業所の従事者は、現に就労継続支援 A 型事業の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うとともに

管理者に報告するなどの必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 事業所は、就労継続支援 A 型事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに就労継続支援 A 型事業の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって、訓練等給付費を受け、または受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第 29 条 事業所は、就労継続支援の提供に当っては、理由なく身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(虐待防止のための措置)

第 30 条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 31 条 事業所は、利用者に対し、適切な就労継続支援 A 型事業を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(定員の遵守)

第 32 条 事業所は、提供する就労継続支援 A 型事業の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第 33 条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(協力医療機関等)

第 34 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。

協力医療機関名 大島内科クリニック

(掲示)

第 35 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 36 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する

際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第 37 条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第 38 条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 39 条 事業所は、その提供した就労継続支援 A 型事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする

2 提供した指定就労継続支援 A 型にたいし、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により岐阜県知事が、また、法第 48 条第 1 項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(地域との連携等)

第 40 条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 41 条 事業所は、利用者に対する就労継続支援 A 型事業の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する就労継続支援 A 型事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 事業所は、実施する就労継続支援 A 型事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第 43 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する就労継続支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該就労継続支援 A 型事業を終了した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 第 16 条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (2) 第 28 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 第 30 条に規定する虐待防止のための措置の内容等の記録

(4) 第 39 条に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 41 条に規定する事故に際して採った処置についての記録

(就労継続支援 A 型計画の作成等)

第 44 条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、就労継続支援 A 型計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、就労継続支援 A 型計画の作成に係る会議（利用者に対する就労継続支援 A 型の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する就労継続支援 A 型計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(雇用契約の締結及び利用者の労働時間等について)

第 45 条 事業者は指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとし、当該利用者の 1 日あたりの労働時間は 4 時間以上 5 時間程度とする。特段の理由がない限り、最低賃金以上の時給で雇用契約を結ばなければならない。

(賃金の支払いについて)

第 46 条 事業者は、雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとし、その額は時給 880 円とする。

2 事業所は生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにするものとする。

(求職活動の支援の実施)

第 47 条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適正や要望に応じた職業開拓に努める。

(施設外就労支援・実習について)

第 48 条 事業所は、職場実習や求職活動など事業所以外での施設外就労又は施設外支援を行うことにより一般就労に結びつくよう努める。

(訪問支援について)

第 49 条 事業者は、利用者の必要に応じて、訪問支援を行うものとする。

(その他)

第 50 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はグリーンサービス羽島合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 19 日から変更施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から変更施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 15 日から変更施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から変更施行する。

この規定は、平成 25 年 8 月 19 日から変更施行する。

この規定は、平成 25 年 9 月 1 日から変更施行する。

この規定は、平成 25 年 9 月 7 日から変更施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 24 日から変更施行する。

この規定は、平成 25 年 11 月 1 日から変更施行する。

この規程は、平成25年12月25日から変更施行する。
この規程は、平成26年4月2日から変更施行する。
この規定は、平成26年4月26日から変更施行する。
この規定は、平成26年6月2日から変更施行する。
この規定は、平成26年6月20日から変更施行する。
この規定は、平成26年9月8日から変更施行する。
この規定は、平成26年2月16日から変更施行する。
この規定は、平成26年2月24日から変更施行する。
この規定は、平成27年4月1日から変更施行する。
この規定は、平成27年5月1日から変更施行する。
この規定は、平成27年6月1日から変更施行する。
この規定は、平成27年6月25日から変更施行する。
この規定は、平成27年7月1日から変更施行する。
この規定は、平成27年9月14日から変更施行する。
この規定は、平成27年10月14日から変更施行する。
この規定は、平成29年1月4日から変更施行する。
この規定は、平成29年2月1日から変更施行する。
この規定は、平成29年2月3日から変更施行する。
この規定は、平成29年4月11日から変更施行する。
この規定は、平成29年6月1日から変更施行する。
この規定は、平成29年7月1日から変更施行する。
この規定は、平成29年8月2日から変更施行する。
この規定は、平成29年10月1日から変更施行する。
この規定は、平成30年3月1日から変更施行する。
この規定は、平成30年3月19日から変更施行する。
この規定は、平成30年4月1日から変更施行する。
この規定は、平成30年4月9日から変更施行する。
この規定は、平成30年5月10日から変更施行する。
この規定は、平成30年6月1日から変更施行する。
この規定は、平成30年8月1日から変更施行する。
この規定は、平成30年10月1日から変更施行する。
この規定は、平成31年1月1日から変更施行する。
この規定は、令和元年5月8日から変更施行する。
この規定は、令和元年6月1日から変更施行する。
この規定は、令和元年6月1日から変更施行する。
この規定は、令和元年8月20日から変更施行する。
この規定は、令和元年10月1日から変更施行する。
この規定は、令和元年11月2日から変更施行する。
この規定は、令和2年1月6日から変更施行する。
この規定は、令和2年1月20日から変更施行する。
この規定は、令和2年2月11日から変更施行する。
この規定は、令和2年7月1日から変更施行する。
この規定は、令和2年9月28日から変更施行する。
この規定は、令和2年10月1日から変更施行する。
この規定は、令和2年11月1日から変更施行する。
この規定は、令和3年2月17日から変更施行する。
この規定は、令和3年3月1日から変更施行する。
この規定は、令和3年4月12日から変更施行する。
この規定は、令和3年6月1日から変更施行する。
この規定は、令和3年7月12日から変更施行する。
この規定は、令和3年10月1日から変更施行する。

